

意見書案第3号

(和光市議会)

「原発事故子ども・被災者支援法」の理念にのっとった
基本方針策定に向け、現行案見直しを求める意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

平成25年9月20日

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

「原発事故子ども・被災者支援法」の理念にのっとった
基本方針策定に向け、現行案見直しを求める意見書

昨年6月、超党派の議員により提案された原発事故子ども・被災者支援法（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が国会において全会一致で可決成立しました。

しかしその後1年2か月の間、法に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本方針が策定されず、被災者の心身の疲弊が深まる中、具体的支援策の実現が急がれる状況でした。

8月30日にようやく復興庁は同法の「基本方針」案を発表しましたが、この案は法の基本理念を十分に生かしておらず、被災者の意見反映も保障されていません。

和光市内においても、原発事故から避難してきた方が将来への不安を抱えて生活している現状に鑑み、必要な支援を講じるために、法の理念に基づく具体的支援策の着実な実施と充実を求め、下記のとおり要望します。

記

- 1 現在の「基本方針案」を速やかに見直し、福島県内外の居住者・避難者の意見を丁寧に集約する公聴会を全国各地で実施した上で、その意見を反映し、被災者のニーズに沿ったきめ細かい支援が可能となる基本方針とすること。
- 2 原発事故子ども・被災者支援法の目的を実現するため、復興庁と被災者との協議を行う機会を十分に設け、保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

埼玉県和光市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
環境大臣	石原	伸晃	様
復興大臣	根本	匠	様